平成２３年（フ）第１２５号
兵庫県神崎郡福崎町福崎新230番地５
債務者　神戸　博康
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４２号
兵庫県姫路市安田３丁目116番地ハッピーコート駅南大路907号
債務者　井龍　　泉
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８４号
香川県高松市高松町873番地５
債務者　真部　邦子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第９３号
盛岡市玉山区松内字築場50番地１
債務者　岩崎　清正
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３０４号
仙台市宮城野区原町５丁目５番15号　クレフラスト原ノ町205、申立時の住所仙台市青葉区木町７番28―102号
債務者　河野　早苗
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
宮城県宮城郡利府町しらかし台３丁目11番地５
債務者　菊地　祐哉
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
仙台市青葉区小田原６丁目２番28―301号
債務者　斎藤久美子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
仙台市太白区富沢３丁目13番18号
債務者　渡來　美子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
仙台市若林区新寺４丁目９番11号
債務者　中島せつ子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
埼玉県深谷市仲町12番31号
債務者　金﨑　浩美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１９１号
埼玉県比企郡吉見町大字大串559番地
債務者　髙栁　　浩
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５号
富山県射水市七美中野１番地11、旧住所富山市古志町１丁目37番地
債務者　立花　克樹
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２６号
富山県射水市七美中野１番地11、旧住所富山市古志町１丁目37番地
債務者　立花　淳子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２７号
富山県射水市中太閤山13丁目１番地　県営住宅69―101、旧住所富山市古志町１丁目37番地
債務者　立花　三良
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第９８２号
名古屋市名東区牧の里１―801　エクセル浅井207号室、住民票上の住所愛知県春日井市牛山町2654番地35
債務者　花田　克己
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０５号
京都府久世郡久御山町佐山栗ノ脇13番地17
債務者　人長　佐保
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
京都市北区上賀茂菖蒲園町79―28　北山ヒルズＢ―203、住民票上の住所京都市中京区壬生東淵田町８番地
債務者　山下　道代（旧姓兼田）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係